

生徒指導としての性教育の事例にみる若者の性の問題行動 —『性に関する指導』と『学校における性教育の考え方、 進め方』に記載された指導事例の比較—

Problematic Sexual Behaviors of Young People in the Cases of Sex Education
as Student Guidance: Comparison of the Cases of Guidance Described
in the Two Guidebooks, "Guidance on Sexuality" and
"The Concept and Procedure of Sex Education in Schools"

反 橋 一 憲

Kazunori SORIHASHI

1. 本稿の目的

本稿は、『生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編』（文部省 1986）と『学校における性教育の考え方、進め方』（文部省 1999）における、性の逸脱行動と性に関する指導の事例を比較し、学校教育の文脈において子どもの性の問題行動がどのように把握されたのか、その一端を明らかにすることを目的とする。

近年、性暴力などの性犯罪に対処する動きが活発になっている。2020（令和 2）年に内閣府をはじめとする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」から「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が打ち出されて、2020 年度から 2022（令和 4）年度までの 3 年間で「集中強化期間」に、さらに 2023（令和 5）年度から 2025（令和 7）年度までが「更なる集中強化期間」に指定された。文部科学省では「生命（いのち）の安全教育」を推進し、「子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない」ための教育活動が推進されている⁽¹⁾。文部科学省 Web サイト⁽²⁾には『「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き』や学校段階別の教材・授業展開例などが掲載されている。

しかし、性に関する教育は 2020 年度になって始まったわけではない。国による指導の手引書も 2020 年に初めて出されたわけではない。例えば、1999 年には『学校における性教育の考え方、進め方』（文部省 1999。以下『性教育の考え方、進め方』とする）が文部省より出されており、さらに遡って 1986 年には『生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編』（文部省 1986。以下、『性に関する指導』）も出されている。表 1 は、2 つの手引書の目次構成である。『性に関する指導』では、生徒指導という観点から性に関する指導のあり方について、具体的な事例を紹介しながら説明されている。一方、『性教育の考え方、進め方』では、逸脱行動への指導に

表1 『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』のそれぞれの目次

『生徒指導における性に関する指導』(1986年)	『学校における性教育の考え方、進め方』(1999年)
I 性に関する指導の基本	第1章 学校における性教育の基本的な考え方
II 生徒指導における性に関する指導	第2章 発達段階等に応じた性教育の目標及び指導内容
III 性に関する指導事例とその考察	第3章 性教育の具体的な指導方法
	第4章 性教育における家庭・地域との連携
	第5章 性の逸脱行動に関する指導
	第6章 性に関する指導の具体的事例とその考察

ついで具体例を挙げながら説明するのはもちろん、幼稚園から高等学校に至るまでの発達段階に応じた性教育の目標や指導内容、具体的な指導方法、家庭・地域との連携も説明されている。

『性に関する指導』は教育というより指導的な側面が強い。対して『性教育の考え方、進め方』は指導よりも教育の側面が重視されている。そして、『性教育の考え方、進め方』には「児童生徒等の性被害の防止と対応」という項目があり、性被害の影響（PTSDや性感染症の説明）や具体的な被害例（強姦・わいせつ行為、性的虐待）について言及されている。しかし、具体的な被害事例の検討がされているわけではなく、具体的な対応の指針が示されているわけでもない。したがって、『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』ともに、子どもたちによる問題行動（逸脱行動）の予防や発生時の対応に主眼があり、性被害への関心は乏しかったようである。

これら2つの手引書は、子どもの性の問題行動に関心があり、性教育を生徒指導としてとらえる側面があった。子どもの性の問題行動に着目するとき、大人の側が子どもの性の問題行動をどのように問題視していたかを取り上げることは意義を有する。若者の性の問題が大人にとって常に関心の的であり、若者の性の問題をどう把握するかは、大人の側の視点に左右される（反橋2021）。子どもの性行動が問題となる時、それは大人の側が「問題」として認識するからこそ問題となるのである。そのような認識は社会状況によって当然変化し得る。本稿では反橋（2021）の立場を採り、2つの手引書に掲載された、性に関する問題行動の具体的な事例を比較し、問題行動がどのように認識され、対処法や予防法がどのように示されたかを検討することで、子どもの性被害に対する関心が強くなる以前に、子どもの性行動が学校教育の文脈でどのように認識されていたかを確認することを目的とする。

2. 2つの手引書における事例

表2はそれぞれの手引書に掲載された具体的な事例の一覧である。なお、『性に関する指導』では「III 性に関する指導事例とその考察」に、『性教育の考え方、進め方』では「第6章 性に関する指導の具体的事例とその考察」に、それぞれ具体的事例が掲載されている。『性に関する指導』では10個の事例（①～⑩）、『性教育の考え方、進め方』では8個の事例（ア～ク）が紹介されている。基本的には、特定の生徒（当事者）への個別的な対応例が掲載されている。すなわち、特定の生徒が具体的な問題行動を起こし、それに対して学校がどのような対応を行ったかという過程や、当事者の置かれた家庭環境などが説明されている。ただし、『性に関する指導』

の事例①は後述するように、個別的な対応例ではない。以下、それぞれの手引書における具体的な事例を詳細に検討する。

表2 『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』に掲載された具体的な事例

『性に関する指導』(1986年)	『性教育の考え方、進め方』(1999年)
①性に関する身体的・心理的発達に伴う不安や悩みに対する学級指導を通じての指導	(ア) 妊娠の相談 (イ) 「問題行動・遊び」型の不登校の状態 で妊娠した女子中学生
②男女交際と勉強の板ばさみに悩む中学校3年の男子	(ウ) わいせつ行為をした中学生
③過度の自慰に悩む男子中学生	(エ) 母親と同年代の女性に対してストーカ ー的なわいせつ行為をした高校生
④ペッティング等の性行動を繰り返している女子高校生	(オ) 強姦
⑤家出や異性交遊を繰り返していた女子中学生	(カ) 売春(いわゆる「援助交際」)
⑥中学生の妊娠	(キ) 性風俗への関与と覚せい剤の使用
⑦カンパで友人の人工妊娠中絶の費用を集めた女子高校生	(ク) 中学生の下着盗
⑧売春を行った女子高校生	
⑨4人の男子高校生による女子高校生への集団暴行	
⑩中学生の下着盗	

2.1. 『性に関する指導』の事例

『性に関する指導』の事例①は、特定の生徒への個別的な対応ではない。ある中学校の事例として、生徒指導の一環として生徒に対して現在の悩みを尋ねるアンケートを毎年4月に実施しており、ここ最近性は性に関する悩みが多くなってきているという経緯から実施された学級指導の模様である。まず、事例の概要(アンケートで悩みが寄せられるようになった)を示してから、学級指導の実践例と考察が記載されている。

事例②から⑩は、性に関する問題行動とその対応である。登場人物(生徒)の名前はアルファベットによる仮名で、男子生徒は「…夫」「…男」と、女子生徒は「…子」と名付けられている。各事例とも「事例の概要」「学校及び地域の状況」「家庭環境及び本人の状況」「学校における指導の経過」「現在の状況」「考察」という項目で構成されている。ただし、「学校及び地域の状況」は省略されることがあり、「現在の状況」も省略されるか「学校における指導の経過」に含まれることがある。いずれにせよ、どのような問題行動が生じたかを「事例の概要」で述べ、その背景を「学校及び地域の状況」「家庭環境及び本人の状況」で示す。そして、問題行動を起こした生徒への指導とその結果を「学校における指導の経過」「現在の状況」で示し、事例から得られる示唆を「考察」で述べている。事例②から⑩の項目を抜粋または要約して表3に示した。

事例②③は具体的な被害の発生というより悩みである。表3では省略した①も同様である。したがって、事例①②③は具体的な被害が発生しているわけではない。②は、同級生と男女交際に発展し、学業が疎かになってきた男子中学生の事例である。③は自慰に悩む男子中学生の事例である。②③ともに、男女交際または自慰が日常生活に悪影響を及ぼしているとして、それぞれ当該行為をやめさせるように指導している。特に③は、自慰行為を止めさせるために本人が自己コ

ントロールするように指導しており、本人だけでなく母親への指導も行っている。

一方、事例④から⑩は悩みのレベルではなく、何らかの被害が発生している。とはいえ、少年非行⁽³⁾として警察、児童相談所、家庭裁判所などの機関が対応している事例は④⑤⑧⑨⑩であり、⑥⑦は少年非行としての事例ではない。⑥は妊娠した女子中学生の事例である。妊娠によって健康が損なわれている様子が示されている点では「被害」と言えなくはないが、何らかの少年非行として対処されたわけではない。人工妊娠中絶の費用のためにカンパが行われた⑦も、強制的にカンパをさせられた生徒がいるという意味では被害が発生しているが、どちらかという人工妊娠中絶に関する指導として扱われている。すなわち、カンパ行為そのものを指導対象にしたというより、カンパ行為を契機に安易な性行動を戒める指導を行った事例である。なお、⑥に関しては中学生の妊娠事例ではあるが、妊娠の診断が下ったのか、そして妊娠していたとして人工妊娠中絶を選択したのかについては、特に経過が示されていない。

少年非行として対応された④⑤⑧⑨⑩のうち、⑤⑧⑨は複数の生徒による少年非行、あるいは非行グループに属する複数の生徒と接点を有していた生徒の事例である。個人や家庭の環境に留まらない人間関係が非行を誘発したとされているため、学校や地域の状況に言及されるなど、生徒が過ごす周囲の環境にも事例が起きた背景を求めている。

「考察」のうち、重要と思われる点を指摘しておく。⑧では、中高生の世代で性行動に関する価値観が変化してきており、安易な性行動に走るからこそ、性行動から生じる結果の重大さを認識させる必要があると述べている。⑦も生徒と教師の価値観のずれが生じているが、生徒の価値観を正しいものへと誘導しなければならないと説明されている。⑨では生徒が被害に遭わないための事前指導についても言及されており、身を守るための方法を具体的に指導することが示されている。⑩は、欲求の昇華や人間関係の発展を援助するために、部活動を活用することを示している。1980年代に「非行防止／生徒指導」のために部活動が奨励されたという中澤（2014）の知見を思い起こさせる。

表3 『性に関する指導』に掲載された事例の詳細

事例	概要	学校・地域	家庭・本人	指導の経過	現在の状況	考察
②	A夫(中3)がD子(中3)と親しくなり、キスをする関係(交際)に発展し、学業が疎かになってきた。	(なし)	A夫: 男女交際に厳しい家庭の雰囲気あり。 D子: 協調性にやや欠き孤立傾向。	養護教諭がA夫を約1か月間面接指導。A夫は自身の行動が衝動的でD子の気持ちを理解せず、孤立させてしまったと気付いた。	(※指導の経過に記載) 2人はそれぞれ友人と幅広く付き合う。A夫の成績は向上し、D子も孤立傾向がなくなる。	教師が日常的に生徒を観察していた点、校内で連携が取れた点、A夫が主体的に自己理解を深めた点、養護教諭が必要な援助を行った点が指導の成功理由である。
③	S男(中3)は中2から成績が下降し、最近は生気がなく無気力。	高学歴者の住民が多い郊外地域、市内進学校への合格者も多い。	母(教育ママ)からの過干渉がわずらわしく、自室にこもる中で自慰にのめり込む。	担任(※おそらく男性)から、耽溺して他のことに手が付かないのは好ましくないと理解させる。得意教科を評価して自信を回復させる。母親にも過干渉を改めよう助言した。	(※指導の経過に記載) 明るさが回復し、自慰の回数が減った。	自慰に対する悩みがさらに自慰を引き起こす悪循環を断ち切る必要がある。自慰は無害だという表層的な指導に終わらず、自己コントロールの大切さなどを理解させる必要がある。

④	W子(高2)が喫煙と深夜遊びで補導。教師による指導の過程で、K夫(高3)と性交、ベッティングを含む親密な関係にあることも判明。	(なし)	W子:真面目だったが、高2より成績が下降し、服装・生活態度も乱れがち。 K夫:一見まじめそうだが、やや他人に迎合的。	W子とK夫にそれぞれ個別に、これまでの行いの反省や今後の生き方などを指導した。W子には養護教諭から母性保護の意義も指導した。全校生徒に男女交際等の意識調査(アンケート)を実施し、全校集会やホームルームでも男女交際について指導。	(なし)	高校生は1対1の男女交際や性行動の経験が増えてくるので、男女交際のあり方などの指導を徹底する必要がある。 生徒の立ち直りを励ますように援助し、他の生徒を指導するにはプライバシーに配慮する。 学校外での交友関係の把握に努める。家庭との連携・協力も必要。
⑤	P子(中2)は同級生で問題傾向のあるQ子と交際を始めてから逸脱傾向を深める。非行グループと交際するようになってから無断外泊・シンナー吸引で補導される。父親と対立する。家出をして再び補導される。	大都市の中学校にある中規模の中学校。校内外にわたる非行グループあり。	父親は気性が激しく、酒癖もよくない。「P子が嫌なら自分が出ていく」と別居。母と弟との3人暮らし。母が夜働きに出るようになり半ば放任状況。 P子は外向的・社交好きだが抑制力に乏しく欲求中心に行動しようとする。	学校の指導と平行して、青少年補導センターにも指導を依頼した。専門医(※おそらく産婦人科医)の診察も受けさせる。母親にも適切な助言を行う。 非行グループに対する指導も行う。	青少年補導センターや家庭との連絡を取り指導を続ける。 P子は学級の一員として復帰した。	思春期の生徒に見られる一般的な発達特徴のほか、本人自身の性格や家庭環境にも配慮する。 自身の問題行動がどのような不幸な事態を招くかに気付かせる必要がある。 可能な限り保護者の理解と協力を得るよう努め、地域の関係機関等とも連携を図る。
⑥	T子(中3)が妊娠しているという噂が広がっている。T子は顔がやつれ、教師から視線を外し、授業にも身が入らない様子である。	東京の近郊都市にある中学校で歓楽街に近い。男女交際も多く妊娠事例あり。	T子の下校時は両親不在。親子間のコミュニケーションは少ない。本人は社交性がなく明るさに欠ける。	養護教諭との相談で、高1と交際する中で性行為を経験し、月経が止まっていることが判明。 養護教諭が今後力になると約束し、医師に診察してもらおうようにする。親にも打ち明けさせ、妊娠時は両親や医師、相手方と話し合うよう援助する。 両親に子供の接し方について助言する。	(なし)	月経停止が妊娠によるものなら妊娠中期のため、出産か人工妊娠中絶かの決断は急を要する。学校は関係者間の話し合いの援助や助言に留める。 予防のために、生殖に関して科学的な知識を与え、男女交際のあり方を考えさせる指導が大切。
⑦	E子(高3)が友人の友人であるI子(他校)の中絶費用をカンパで集めようとし、自校のボスの生徒のJ子に協力を頼み、全校的にカンパが始まった。保護者より、我が子がカンパで強制的に金銭を取られたと申告されて発覚。	人口2万人余りの町にあり、他地域からくる生徒が多い。地域住民との連帯感希薄。女子生徒が約6割。	家庭での何不自由ない生活が、逆に彼女に刺激を求めさせる傾向にある。 E子に当初は反省の色が見られなかった。	カンパの主体と手先を分離して一斉指導し、重大な行為であることを理解させる。J子とI子の両親にも協力を求めた。 ホームルームで中絶を含めた性に関する指導を実施。	(※指導の経過に記載)E子は高校を卒業して医学系の専門学校に進学した。	最近の青少年が男女の肉体的関係を安易に受け止めがちなため、M子(※ママ)は人工妊娠中絶を安易に考えていた。 思春期は仲間意識が強く仲間をかばおうとする意識や、性に対する好奇心から誤って妊娠した者に共感を持ちやすい。 教師と生徒に価値観のずれはあるが、中高生の性交、妊娠、中絶の重大さを理解させなければならぬ。

⑧	V子(高2)は同じ高校の5人とともに、友人のZ子にアルバイト名目で誘われて売春をし、補導された。	男女共学で普通科・商業科に分かれている。都市の中心部で住宅街。	父は几帳面で子に優しく、母は明るい口うるさい。経済的には安定。V子は高2でロックバンドを結成、高3男子と交際し、初交経験。高2の2学期から髪型が派手に。	ロックバンド仲間との交際費がかさみ、売春を行うようになったことが判明。警察と連絡を取りながら、V子らには個別指導を実施、自己反省記録の提出、ロックバンド解散と部活動への参加を指導した。なお、当該生徒らは停学処分、家裁では試験観察後、不処分決定。保護者にも注意喚起し協力を求める。	(なし)	問題行動の背景には乱れた交友関係や社会環境も原因。一般に罪悪感に乏しいことが指摘される。性に関する価値観が多様化しつつあるが、売春が反社会的な行為であることを理解させ、正しい見方を与えることが指導の原点。家庭に対して日頃から働きかけることが大切。売春行為の問題性に気付かせ、今後の立ち直りを指導援助することが大切である。
⑨	高3のG男、R男、U夫、Y夫が、路上にいたO子(高2)をドライブに誘い出し、夜遅く山間部の公園にて交替で強姦、その際全治8日間のけがを負わせる。全員逮捕の上、少年鑑別所に収容。	G男とR男、U夫とY夫はそれぞれ同じ高校に通い、両校とも大都市にある。O子も同じ市内の高校に在学中。	いずれの家庭も経済的に安定。保護者の養育態度は放任または甘やかし、過保護型が多い。教育は母親任せ。自分の子どもの外部での行動・遊びなどについての確に把握していない。高校進学後は怠学傾向、享乐的で逃避的な行動傾向や生活態度。G男とU夫が同じ中学出身。十数人の交友集団の中からたまたまこの4人が結びついた。4人とも以前に性交経験あり。	R男、U夫、Y夫は以前も学校から問題行動で特別の指導を受けた経験あり。少年鑑別所で生徒と面会、家裁調査官との連絡・協議、保護者との協議、家裁の審判に立ち会う。	全員、中等少年院送致(短期処遇過程)の決定。G男とR男は自主退学したが、復学希望があれば状況次第で受け入れたいと学校側から示される。仮退院したG男は復学し、1年遅れて大学に進学した。U夫とY夫は自主退学した。	重大な問題行動に至る以前に適切な指導が行われなければならない。校外における生徒の生活実態の把握に努め、問題の早期発見・指導を可能にしておく必要がある。家庭と連絡を密にして信頼関係を図り、生活実態の把握に努める。被害者に係る指導も、プライバシー保護など配慮する。被害防止のため、スキのない行動や態度が必要なこと、逃れ方・毅然とした態度などを指導しておく。
⑩	I夫(中1)は通学路の住宅から女性の水着、下着を盗むほか、風呂場・トイレをのぞいたり、女性のヌードが載っている雑誌を万引きしたりして補導された。	(なし)	I夫は父親とあまり馴染もうとせず、母親はうるさく言うので嫌って、あまり話をしながらない。I夫は口数が少なく、暗い印象で、情緒的に不安定、友達もほとんどいない。小6頃から下着盗を始める。	市の教育センターと学校が協力して指導を行う。学校では交友関係の改善に努力した。教育センターでは遊戯療法を通じて指導を受けた。両親に対する助言も行われ、本人と両親の関係も徐々に好ましい方向へ変化した。専門医の診断を受けさせたが、異常はなし。家庭訪問も定期的実施する。	(※指導の経過に記載)表情が明るくなり、行動が活発で生き生きとしてきた。その後、問題行動は起こしていない。	一般に下着盗などを行う中高生は内向的で人間関係の面で消極的なもので、部活などでの欲求の昇華、人間関係の発展を援助してやるのが大切である。学校における指導に加えて、教育センター、児童相談所、専門医との連携、両親への働きかけなどにより適切な指導が行われた。

(注) ※印は筆者注。表4においても同様

2.2.『性教育の考え方、進め方』の事例

『性教育の考え方、進め方』には8個の事例が掲載されている。『性に関する指導』と同様に、登場人物（生徒）の名前はアルファベットによる仮名で、男子生徒は「…夫」「…男」と、女子生徒は「…子」と名付けられている。各事例は「事例の概要」「学校及び地域の状況」「家庭環境及び本人の状況」「学校における指導の経過」「家庭裁判所における指導の経過」「児童相談所における指導の経過」という項目で構成されている。『性に関する指導』との違いとして、学校または家庭裁判所（家裁）、児童相談所（児相）による指導経過がそれぞれ独立して説明されるようになっている。一方、『性に関する指導』と比べて『性教育の考え方、進め方』では、「学校及び地域の状況」はほぼ省略される傾向にある。「現在の状況」も事例オのみ独立して説明されるが、その他の事例では「学校における指導の経過」に含まれるようである。

8個の事例における項目を抜粋または要約して表4に示した。ただし、指導の経過は1つの列に集約した。事例アイは妊娠、ウエはわいせつ事件である。事例ア以外は少年非行として警察、児童相談所、家庭裁判所などの機関が対応している。「指導の経過」も学校だけでなく、児童相談所や家庭裁判所がどのように指導（対処）したかも記載されている。関係機関の連携が重視されている様子を見て取れる。

関係機関の連携の重要性は「考察」にも見て取れる。事例カでは、家裁調査官が学校と保護者の指導範囲を振り分けることで、効果的な指導が実施できたと説明されている。事例ウクでは、医療機関などと連携を取り、必要に応じて当該生徒の治療に取り組む必要性が指摘されている。また、事例イでは家裁調査官と学校の指導方針が一致しなかったことが課題として挙げられていることから、指導方針が一致しないことで支障が生じる様子が示されている。このイの記述からも連携の重要性が示唆される。さらに、学校内での連携も重視されており、事例カでは学校内でチームを組むことがよい結果を生むと示されている。

表4 『性教育の考え方、進め方』に掲載された事例

事例	概要	学校・地域	家庭環境・本人	指導経過	考察
ア	A子（中学生）が保健室で養護教諭に妊娠について質問したことで、友人のB子が妊娠した（月経が止まった）ことが判明。B子の相手はC男（高1）で、今年の夏に初交経験。	中規模の中学校。中3までに性行為を体験している生徒もいる様子。教科だけでなく特別活動等を利用して性教育を実施している。	B子は家族で語り合うことが少なく、両親はB子とC男の交際をほぼ知らなかった。 B子は口数が少なく、何を考えているかわからないタイプだが、人に甘えたい気持ちは強い。	養護教諭がB子を保健室に導き、相談に乗ることで、B子は月経がないことを訴えた。養護教諭はB子に産婦人科の受診を勧め、B子の母に連絡を取った。	妊娠は中学生にとって大きすぎる課題である。出産か中絶かの判断について、学校は話し合い設定の支援や情報提供・助言に留め、あくまでも関係者の話し合いに委ねる。 普段から科学的な知識を与えつつ、男女のあり方について指導していくことが重要。

イ	D子(中2)は1学期から不登校、夏休みに怠学・問題行動を起こしがちのE夫(隣校の中3)と知り合い、2学期からE夫宅に寝泊まりし、不良仲間とも交友を広げる。保護者が警察に相談し、家裁送致(ぐ犯)。	(なし)	母は病死、父は病気で働いていない。D子は家事を手伝う。D子は先を見通せず、投げやりで努力を怠る。 (※以下、指導経過に記載)小学校高学年でいじめを受けた経験あり。中学校では授業についていけない。	【学校】家庭訪問や登校時に個別指導するなどしたが、事態は好転せず、婦人補導員らの協力を求めた。婦人補導員に月経がないことを打ち明け、D子・E夫の保護者、E夫の学校の教師も交えて話し合い、診察の上、適切な処置をとることになり、D子は入院した。 【家裁】調査官により試験観察。D子と父との面接、学校・家庭訪問の実施。	性的な問題を抱える女子中学生は小学校の時点で問題を抱えている場合も少なくないので、小学校から適切な指導が必要。保護者の監護能力をいかに引き出すかも課題。養護教諭の役割は大きい。恋愛感情は個人の問題だが、性に責任が伴うことなどを正面から語り合うことが大切。調査官は教師を支えたが、学校の方針とは必ずしも一致しなかった。
ウ	F男(中1)が人気のない夕方公園で小学校低学年の少女の性器を触る。警察に通報され、児童相談所に通告される。	教科や特別活動、部活動に熱心に取り組んでいる。	(※学校・地域に記載)成績は中位だが部活は消極的で、友人との付き合いが少なく目立たない生徒。 (※以下、家庭環境・本人に記載)家庭はF男を厳しくしつける。父は母に家事育児を任せており、母は不満を持つ。F男は保護者の期待に沿うように過ごしてきたが、自信のなさや優柔不断さが際立っていた。	【児相】家庭がF男を自立に向けていく養育環境とならず、安定できる居場所でもなかったという問題点が指摘された。家族面接で、子育てを振り返り、家庭のあり方や養育の問題点を考えさせ、両親ともに今後の育児を改めさせた。 【学校】児相と連携し、学級内でF男の存在が積極的に評価されるよう配慮しながら指導した。F男には明るさがみられるようになった。わいせつ事件の噂を心配した一部の保護者には、学校として対応している旨を伝えた。	わいせつ行為は被害者・加害者にとって重大で、単なる子どものいたずらとして済ませていいものではなく、再発防止のために迅速かつ適切に解決を図る必要がある。わいせつ行為は家族関係などの葛藤やストレスの解消の手段の1つにされるので、家族関係や本人の成長の歪みを改善・治療できる機関と連携すると指導の効果が上がる。プライバシー保護のために秘密が守られるという信頼を得て、有効な指導が成立する。
エ	G男(高2)は母親に似た中年女性の後をつけ、後ろから抱きついた。同様の行為が続いた後、自宅玄関に入ろうとした女性の背後から性器を露出し、侵入を試みた。警察に現行犯逮捕され家裁送致、調査官による試験観察。	(なし)	両親は離婚し、その後も復縁離婚を繰り返す。家庭は安定せず。G男は母方祖母に預けられ、厳しくしつけられていたが、小3頃より反抗的に。G男は内向的で行動力に乏しく、思い込みもする。責任転嫁をする傾向にある。	学校は家裁の照会で初めて問題行動を知ることになった。事件の情報収集をし、G男と面会し、保護者を学校に呼んで対策を練った。 (※以下は考察に記載)今回の行動が絶対に行かないことを強調し、責任と自己指導能力の大切さを説いた。	性的関心・欲求だけでなく独善的な性格要因、母への甘えと恨みが入り混じった感情が問題行動の原因と思われる。加害者は社会性が乏しくて孤立気味であり、自己中心的、性的にも未熟だが、G男は安定した母子関係を構築していないこともある。
オ	H男(高3)は町で知り合った友人I子(高1)を、見下されたこと腹いせなどからH男宅にて強姦した。裸体を撮影したふりもして、後日、脅して再度強姦し、現金を脅し取った。I子側が警察に通報し、H男は少年院送致。	(なし)	父は学業成績のよい兄と比較し、成績の悪かったH男に冷たく拒否的に接する。母とH男との情緒的な結びつきは希薄。家族にまとまりはなく居場所はない。中学時代は友達と遊ばない分、成績を上げることに汲々とした。高校入学後、成績は低下した。男子校だったが、女子の友人が増えた。	中学や高校で具体的な個別指導の対象となる問題行動は起こさず、人づきあいがうまくいかなくとも、教師からの個別的指導には至らなかった。 (※以下、現在の状況として記載)退学処分。高卒を目標に、通信教育課程のある少年院(長期処遇コース)に収容。家族関係を改善し、人への信頼感を養うことが課題。	攻撃型、性欲求の直接的な達成行動である点で、男子少年の性的逸脱行動の典型的な事例である。単独型の強姦に至る少年は、状況的要因に左右されやすい集団のケースより抱えている問題性が高い。行為者が有する他者に対するゆがんだ見方や屈折した攻撃感情などの内面の動きにスポットを当てて必要あり。

カ	<p>J子(中3)は2学期から身だしなみが乱れて怠学傾向になり、夜間徘徊するようになる。徘徊するうちに性行為を経験し、売春もした。高価な物品を身につけているJ子を不審に思った保護者が問いただして発覚。警察に相談し、家裁にぐ犯送致。</p>	(なし)	<p>保護者は教育熱心だが、J子の素行が瞭になり頭を悩ませている。J子は中学生時に部活動と学習塾をこなし、思ったことは遠慮なく発言し、活動的でリーダー性あり。</p>	<p>【学校】 学級から離脱すればするほど学校外の不良仲間を求め悪循環に陥った。事件発覚前も個別指導してきた。発覚後は保健室登校を認め、欠席時は家庭訪問。関係する他校とも連携。警察、家裁など関係機関との連携も深めた。 【家裁】 進路を押し付ける保護者をあえて困らせるために問題行動に走ったことが分かり、調査官による試験観察となる。</p>	<p>進路決定時は子供から意見をよく聞く態度が必要であると示唆される。自身の身体(性)をわざと汚すことで保護者を困らせ、関心を呼ぼうとする無意識の心理に留意する必要あり。調査官が時に受容的かつ指示的に支援し、保護者と教師と指導範囲を分担したのはよかった。学校がチームで対応したことがよい結果を生んだ。</p>
キ	<p>K子は高2時に同級生のL子とテレフォンクラブで売春し補導されたが、学校には発覚せず。高3になってL子の知人など特定の人物に売春、覚せい剤を使用し始める。高3夏休みに性風俗店でアルバイトを始める。2週間ほど働き、覚せい剤事犯で補導され、本事例が発覚。</p>	<p>女子高。とびぬけた進学校ではないが、問題がある生徒が多いわけではない。</p>	<p>外見的には特に大きな問題のない家庭だが、子育てにおいて十分機能していない。父は家族への関心、愛情が乏しいのみならず、女性問題を持ち込んでいる。母は子育てを1人で担い、夫の女性問題で苦しむなど、心理状態が不安定。K子は明るい生徒で、留年しない程度に勉強していた。 (※以下、指導の経過に記載) 中学時も万引きで補導されたが、その後同じ失敗はしていなかった。</p>	<p>少年鑑別所から少年院に送致。高校ではL子の指導に重点が置かれていたため、K子の措置は驚かれた。K子の担当が少年院に参考書を持参して面会に来て、K子の力づけとなった。</p>	<p>覚せい剤使用のためのお金欲しさに性風俗に染まりつつ逸脱し、本人を受け止められない寂しい家族像が女子の問題行動を象徴している。他者に被害のない場合、自分の身体が傷ついているからでは遅いのに、反省させることが難しい。愛情不足からくる「心の叫び」をくみ取らないと根本的な問題の解決にはならない。生徒はどこかで「サイン」を送っているはずなので、見逃さないようにすることが大切である。</p>
ク	<p>M男(中3)は小6頃にボルノ雑誌を見て女性に関心を示す。中1時に女子生徒のブルマーや水着を盗み、民家から女性用下着を盗む。公衆トイレで女性をのぞき見したところを通報されて補導。在宅のまま家裁送致。</p>	(なし)	<p>父母共働きで祖母が面倒を見ていたが、祖母死去後、一人で留守番するようになり、ボルノ雑誌を見る機会が増えた。M男はまじめで大人しく内気、引っ込み思案だがプライドは高い。成績は上位。友達はいくつかマイペース。</p>	<p>家裁ではM男と保護者に対し単独または合同での調査面接実施、父母に対し育児上の助言をした。審判には教師も出席して今後の指導方針を述べる。裁判官から訓戒の上、不処分決定となった。学校では体の発育・発達を教えた、M男の趣味に合った部活動を紹介した。M男は自室に閉じこもりなくなり、学校生活も明るくなった。</p>	<p>下着盗みやのぞきは、少年の場合は一過性のものが多い。性的知識、性的行動の未熟・遅れのため屈折している場合があるので、指導には配慮を要する。人間関係における歪みが反映している場合が多い。下着盗みは発見・補導など一度抑制される場合が多いが、過度の羞恥心や罪悪感を与えず、軽い対応が必要。繰り返し執着の程度が深かったりする場合は専門機関との連携が必要。</p>

『性教育の考え方、進め方』では、「学校及び地域の状況」の記述が減少している。事例アウキでは学校の状況が記載されているものの、学校が位置する地域の情報はアウキにすら見られない。問題行動が生じた背景を、学校や地域の状況に求めるよりも、本人の性格あるいは保護者による育児などの家庭環境に求めるようになってきている。要は、社会的な要因よりも個人的な要因が重視されるようになってきていると言える。なお、『性教育の考え方、進め方』にも非行グループと接触

していた生徒の事例があり、事例イカキが相当する。だが、イカキで学校や地域の状況が説明されることはない。

「考察」のうち、重要と思われる事項を挙げる。事例キでは生徒の「サイン」を見逃さないようにすることが問題行動の予防に必要だと示されている。「サイン」を見逃さないようにすることは、この時期の少年犯罪をめぐる認識とも合致する。少年犯罪報道では1997年の神戸児童連続殺傷事件（酒鬼薔薇事件）を契機に「心の闇」という言葉が用いられるようになり、大人には理解できない非行少年の動機を説明する常套句となった（鈴木2013；牧野2015, 2016）。すなわち、大人に理解できない不可解な内面をかかえた少年少女によって事件が起こされており、少年少女の異常性の兆候（＝「心のサイン」）を読み取ることが少年犯罪の予防につながるとされた（牧野2016）。性に関する問題行動も、生徒の心の機微を見逃さないようにすることが予防の手段とされたのである。

心の機微を見逃さないようにすることを含め、「考察」では当該生徒の心理的な発達についても言及されるようになる。事例エでは、生徒の親子関係が心理的な発達の未熟さを招いたと説明されている。事例ウオクも生徒の心理的な発達に着目する必要があるとの知見を導出している。このような、「心のサイン」への着目を含めて、生徒の心理面に着目するという対応策が示されるようになってきていることは、性の問題行動を解釈する論理が心理主義⁽⁴⁾の影響を受けている状況の証左だと言える。

3. 『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』の共通点と相違点

『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』の比較した結果、次のことが指摘できる。両者に共通する事例としては、妊娠（⑥／アイ）、強姦（⑨／オ）、下着盗（⑩／ク）が取り上げられている。特に、妊娠（⑥／イ）が発覚したときは、最終的な対応の決定は当事者に委ね、学校はあくまでも情報提供や助言に留まるべきという立場を示している点も共通している。また、それぞれの「考察」では、当時の生徒指導の手法に準じた問題行動の予防策が示されている点も共通している。『性に関する指導』では部活動を活用した予防策が、『性教育の考え方、進め方』では「（心の）サイン」に着目する予防策が示されている。

しかし、相違点も見られる。学校や地域の状況を事例の背景に据えているかという点である。『性に関する指導』と比べると『性教育の考え方、進め方』では学校や地域の状況が事例の背景に据えられなくなってきており、その分、個人や家庭の状況を事例の背景として重視する傾向にある。もちろん、『性に関する指導』においても家庭での養育状況が述べられる、あるいは「考察」で家庭との連携が重要であることなどは説明されている。しかし、『性教育の考え方、進め方』では「考察」にて親子関係がより明確に言及され、子どもの心理的発達が不十分であるがために問題行動が生じたと説明されている。性の問題行動の背景を説明する論理構成が、心理主義の影響を受けるようになったのである。

その点、『性に関する指導』は外在的な要因によって性に関する問題行動が引き起こされているという立場を採っているとと言えるのではないか。『性に関する指導』では事例の背景を説明す

るときに学校が位置する地域の状況が説明される。あるいは生徒の交友関係も事例が生じた要因として挙げられる。さらに、事例⑧では、性に関する価値観が多様化しているという社会状況にも言及されている⁽⁵⁾。このように、『性に関する指導』では外在的な要因が示されていた。一方で、『性教育の考え方、進め方』では心理主義の影響を受けており、生徒の内在的な要因が示されるようになったと言える。

次に、少年非行であるかという点である。『性に関する指導』に比べて『性教育の考え方、進め方』に掲載される事例には、性の問題行動が少年非行として処分を受ける事例、あるいは少年非行を起こして補導されたことで、性の問題行動が発覚した事例が増えている。一方、『性に関する指導』では、非行とは言えない「悩み」といった事例も取り上げられている。

さらに、関係機関との連携も重視されるようになる。『性に関する指導』でも事例⑩で関係機関との連携が一定の効果を上げたことが説明されていたが、『性教育の考え方、進め方』では、関係機関との連携がより重視されているようである。

4. まとめと今後の課題

本稿の議論をまとめる。学校教育では、性に関する少年非行が問題行動として認識されたのはもちろん、妊娠も問題行動として認識された。そのような問題行動の予防は、その時代の生徒指導における方策と同様のものが示されていた。ただし、時代が下るにつれて、少年非行として取り扱われる事例を問題行動として認識する傾向が強くなる。また、問題行動の背景も、社会状況などの外在的な要因から、心理主義の影響を受けた内在的な要因へと移行していった。以上が、学校教育の文脈において子どもの性の問題行動がどのように把握されたのかという本稿の問いに対する知見である。

最後に今後の課題を示しておく。本稿は元々、性に関する教育に研究関心があったことから『性に関する指導』と『性教育の考え方、進め方』の事例を分析した。しかし、本稿が分析対象としなかった『生徒指導提要』（文部科学省 2010, 2022）にも「性に関する課題」への対処の仕方が掲載されている。したがって、性に関する問題行動に取り組むなら、『生徒指導提要』の分析も必要になる。『生徒指導提要』の分析を行うことで、学校教育において（特に生徒指導の文脈で）どのような行動が性の問題行動とされていたか、さらなる理解が可能となる。

注

- (1) 文部科学省『『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き』（https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/20231113-ope_dev03-1.pdf）（最終閲覧 2023 年 11 月 15 日）より。
- (2) 文部科学省「性犯罪・性暴力対策の強化について」（https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html）（最終閲覧 2023 年 11 月 15 日）。
- (3) 不良行為、ぐ犯、触法行為、犯罪行為を一括して少年非行とする。以下、本稿において同様である。

- (4) 心理主義とは「心理学や精神医学の知識や技法が多くの人々に受け入れられることによって、社会から個人の内面へと人々の関心が移行する傾向、社会的現象を社会からではなく個々人の性格や内面から理解しようとする傾向、および、『共感』や相手の『きもち』あるいは『自己実現』を最重要視する傾向」である（森 2000: 9）。要約すれば「心理学や精神医学の知・技法の広まり」によって「問題や現象を個々人の内面に結び付けて理解する傾向」である（中島 2008: 24）。
- (5) 表3でも言及の内容を示したが、原文は「現在、性に関する価値観が多様化しつつある」（文部省 1986: 92）となっており、一般的な社会状況を記述していると解釈できる。

文献

- 牧野智和（2015）「神戸・連続児童殺傷事件報道の再構成／再検証—『心の闇』というニュース・フレームの形成・定着過程を中心に—」『人間関係学研究』17: 127-144.
- （2016）「少年犯罪についての認識とメディア」片山悠樹・内田良・古田和久・牧野智和編『半径5メートルからの教育社会学』大月書店: 214-234.
- 文部省（1986）『生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編』文部省。
- （1999）『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい。
- 文部科学省（2010）『生徒指導提要』文部科学省。
- （2022）『生徒指導提要（改訂版）』文部科学省。
- 森真一（2000）『自己コントロールの檻—感情マネジメント社会の現実』講談社。
- 中澤篤史（2014）『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育に結び付けられたのか』青弓社。
- 中島浩籌（2008）『「心理主義」と、その教育への浸透』日本社会臨床学会編『心理主義化する社会』現代書館: 19-74.
- 反橋一憲（2021）「若者の性の問題化の構造—保健体育科教科書における性感染症の記述を例に」『ジェンダー研究』24: 153-170.
- 鈴木智之（2013）『「心の闇」と動機の語彙—犯罪報道の1990年代』青弓社。